

施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長

東京都立保谷高等学校長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 1回の使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
午前の部 9時から12時まで
午後の部 13時から16時まで
- 3 自動車での来校は原則として禁止します。必要な場合には事前の登録が必要です。その場合にも、1団体1台とします。
- 4 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 5 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
- 6 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 7 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 8 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 9 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 10 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
(【例】 球技コート：スポーツシューズ、テニスコート：テニスシューズ等)
- 11 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 12 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 13 敷地内は、禁煙です。また、ごみ・空き缶は持ち帰ってください。
- 14 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 15 開放施設は、地域住民の方と隣接しています。十分な配慮をお願いいたします。また、地域住民の住宅その他を破損させた場合は、学校施設同様に扱ってください。
- 16 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取消すことがあります。

※管理指導員は使用後、管理指導日誌及び実施状況報告書を提出してください。